

令和元年度 第1回総合教育会議

虐待をどう防ぐか 「子どもを守る学校づくり」

- 1 本市における児童虐待の実態
- 2 要保護児童対策地域協議会の役割
- 3 課題・問題点
- 4 課題への対応
 - (1) 虐待対応力向上
 - (2) 未就学児へのケア
 - (3) 保護者等への対応
- 5 教育委員会として取組みたいこと



都城市教育委員会

1 本市における児童虐待の実態

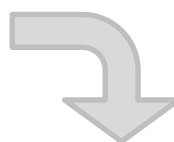
○ 平成26年度～平成30年度の新規相談件数

児童虐待の新規相談件数 (単位:人)

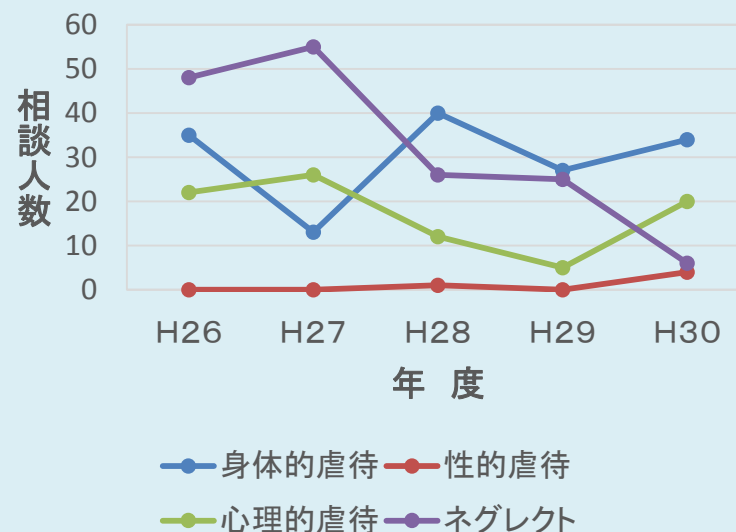
内訳	年度	H26	H27	H28	H29	H30
身体的虐待		35	13	40	27	34
性的虐待		0	0	1	0	4
心理的虐待		22	26	12	5	20
ネグレクト		48	55	26	25	6
合計		105	94	79	57	64

出展:福祉部こども課

平成30年度の児童虐待相談件数は、身体的虐待が最多であり、次いで心理的虐待が多く、これらが全体の約8割を占めている。



児童虐待相談内訳



2 要保護児童対策地域協議会の役割

(1) 都城市要保護児童対策地域協議会の設置と所掌事務

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第8項に規定する要保護児童又はその疑い若しくはおそれのある児童又は育児不安を抱える妊婦(以下「要保護児童等」という。)の早期発見及びその適切な保護を図るため、法第25条の2第1項の規定に基づき都城市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要保護児童等の実態の把握に関すること。
- (2) 要保護児童等に関する情報交換並びに関係機関等との連携及び協力に関すること。
- (3) 要保護児童等に対する支援策を推進するための広報・啓発活動及び研修活動の実施に関すること。
- (4) 第4条及び第5条の会議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要保護児童等の支援のために必要な事項に関すること。

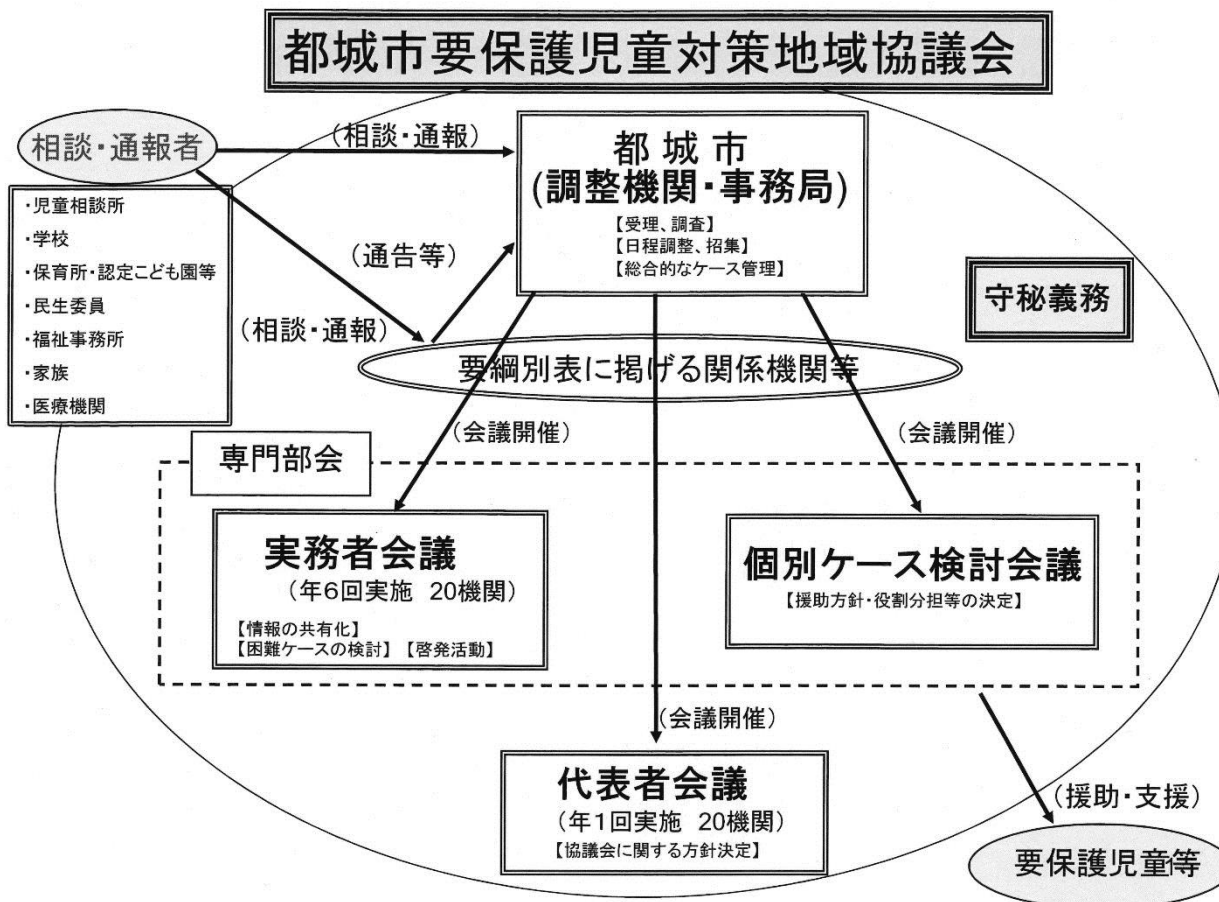
2 要保護児童対策地域協議会の役割

(1) - ② 都城市要保護児童対策地域協議会の構成

国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号関係)	都城市 都城市教育委員会 宮崎県南部福祉こどもセンター 都城保健所 都城警察署 宮崎地方法務局都城支局
法人 (法第25条の5第2号関係)	都城市北諸県郡医師会 都城歯科医師会 宮崎県産婦人科医会 都城市社会福祉法人立保育園・認定こども園 都城地区私立幼稚園 都城市社会福祉協議会 都城子ども療育センターひかり園 宮崎県弁護士会
その他の者 (法第25条の5第3号関係)	都城市民生委員児童委員協議会 都城市地域子育て支援センター 都城市自治公民館連絡協議会 そうだんサポートセンターたかちほ 都城人権擁護委員協議会 児童家庭支援センターゆうりん

2 要保護児童対策地域協議会の役割

(1) - ③ 都城市要保護児童対策地域協議会の関連図



3 課題・問題点

(1) 虐待事案への対応力不足

- ・学校によっては、虐待通告後の流れを十分に理解していない状況がある。
- ・学校が保護者との関係悪化を不安視して、児童相談所に虐待通告をすることをためらう場合がある。

(2) 入学前に発生している事案への対応の遅れ

- ・家庭によっては、小学校入学手続きの際に、初めて問題が露呈する場合がある。

(3) 重大トラブルへ派生する案件

- ・関係者の間で裁判等に派生した場合に、組織全体が相当な時間と労力を消耗してしまう。

4 課題への対応

(1) 虐待対応力向上①

実情：学校や教職員によって対応が異なる。

・虐待事案への対応は学校や教職員それぞれで対応に差がある。



・初期対応の遅れや、個人の判断ミスが、大きな問題に発展する場合がある。

(千葉県での死亡事例等)

4 課題への対応

(1) 虐待対応力向上②

◎教育委員会が、モデルとなるマニュアルを作成

- ・現在の体制かつゼロ予算で挑戦
- ・マニュアルには、**教職員個人でも通告までたどり着けるような流れ**や、**年1回の職員研修**について記載
- ・児童虐待の実態を把握した教職員等が臆することなくマニュアルに沿って通告まで行うことを保護者にも周知



児童虐待の抑止力となることへの期待！

児童虐待へ対応スピードアップ！

4 課題への対応

(1) 虐待対応力向上③

【マニュアル作成の先進事例】

- ・教職員のための児童虐待対応マニュアル(千葉県)
- ・教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル(埼玉県)
- ・教職員のための児童虐待対応の手引(奈良県)
- ・教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き(大分県・大分県教育委員会)

4 課題への対応

(2) 未就学児へのケア①

実情：入学前に発生している事案への対応

① 教育委員会と福祉部の連携強化

3歳半健診～(行政との接点無し)～6歳就学前健診

この期間中のトラブルは把握しにくい

- ・福祉部は、乳幼児検診未受診者等に関する定期的な安全確認を実施し、情報を教育委員会へ提供
- ・教育委員会は、児童・生徒の生活指導情報のうち、兄弟関係にある未就学児の情報を福祉部へ提供

情報共有・連携強化で未然に虐待等を防止！

4 課題への対応

(2) 未就学児へのケア②

② 市の事業を活用してケアできないか

- ・福祉部門専門員とスクールソーシャルワーカーとの連携強化
- ・スクールソーシャルワーカーの活動範囲を拡充？



スムーズに義務教育につなげることが重要

4 課題への対応

(3) 保護者等への対応①

平成31年1月に千葉県野田市で小学4年生の虐待死事件が発生。

児童は学校アンケートで「お父さんにぼう力を受けています。」などと回答していたが、、、

市教委がその写しを父親に渡しており、事件へと発展してしまった。



深刻な案件には、指針や行動マニュアル等を完備しても、教育委員会での許容範囲を超えてしまうケースも存在する。

4 課題への対応

(3) 保護者等への対応②

これを受け、文部科学省も虐待事案等も含めたスクールロイヤー制度導入の検討を開始

困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士を配置し、次の業務を行う。

- ・保護者に対し法的側面からの虐待予防教育
- ・学校における法的相談への対応



**重大トラブルへの派生を抑制し、
組織運営の停滞を防止！**

5 教育委員会としての方向性

- ①虐待対応マニュアルを作成し、学校へ配布
- ②スクールソーシャルワーカー等が、支援を要する未就学児へ対応することについての検討・研究
- ③虐待問題等について随時、弁護士へ相談出来る体制・仕組みづくりの検討・研究